

**青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

育児休業等の取得にかかる要件の緩和、勤務環境の整備等に関する措置を講ずるため、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

青梅市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 8 条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第 8 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。

第 1 2 条を第 1 4 条とし、第 1 1 条の次に次の 2 条を加える。

(妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等)

第 1 2 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出

たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求にかかる当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業にかかる研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業にかかる勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。